

—大学院段階の教員養成の改革と充実等について—

(平成25年10月15日 教員の資質能力向上に係る当面の改善方策の実施に向けた協力者会議 報告書)

I 学校教育を取り巻く現状と教員養成における課題

- 社会の急激な変化に伴う学校教育を取り巻く現状として、①新しい学びへの対応、②学校現場での今日的課題への対応、③教員の大量退職・大量採用等を踏まえた対応、④スクールリーダー養成の必要性
- 実際の教員養成の現状は、各大学によってまちまちであり、教職課程の質の保証が必要
- 大学院段階については、学校現場で活躍する中核的な教員を養成する体系的なプログラムを必ずしも提供してこなかった状況

II 大学院段階の教員養成の改革と充実

<今後の大学院段階の教員養成機能の在り方の方向性>

- 専修免許状の認定課程を有する国公立大学の教員養成系以外の修士課程は、実践的指導力を保証する取組を進めつつ、一定の分野について学問的な幅広い知識等を強みとする教員を養成
- 国立の教員養成系修士課程は、原則として教職大学院に段階的に移行

<教職大学院の在り方>

- 共通に開設すべき授業科目(共通5領域)は、各領域を均等に履修させる考え方は改め、コース等の特色に応じて履修科目や単位数を設定できるようにする
- ※ 現職教員を主な対象とする学校経営に特化したコースは、必要に応じて総単位数を20から12単位程度に減らすことも可能とする。
- 当面、必置の専任教員が他の学位課程を兼ねることができる措置(ダブルカウント)を行う方向で検討する必要
- 当面、実務家教員比率は現行どおり4割以上を維持

<国立の教員養成系修士課程の改善>

- 研究指導教員等の配置について、設置する専攻の教育課程等に応じた適切な規模にできるよう、現行規定の改正を検討する必要

<専修免許状の在り方>

- 各大学院において理論と実践の往還を重視した実践的科目を、専修免許状取得に必要な24単位の中に位置付けて必修としていくことを促進(おおむね4~6単位程度が適当。※具体的には各大学院が適切に定める。)

(実践的科目として考えられる内容)

- ・主体的に学校教育活動に参画するインターンシップや学校現場をフィールドとする活動
 - ・その活動について、研究科において事前の指導や事後の省察などを行うこと
- } 組み合わせて構成

III 教職課程に関する情報の公表

- すべての課程認定大学に対し、情報の公表を義務付けるとともに、具体的な内容を定めることが必要

(公表を義務付ける情報として考えられる項目)

- ・教員養成の理念や具体的な養成する教員像
- ・教職指導に係る学内組織等の体制
- ・教員養成に携わる専任教員の経歴、専門分野、研究業績等
- ・教員養成に係るカリキュラム、シラバス等
- ・学生の教員免許状取得状況
- ・教員への就職状況 等

※ 大学が情報を公表する手段としては、大学案内等の刊行物や各大学のHPが考えられる。

IV 教職課程のグローバル化対応

- 課程認定を有する大学に入学する前に学生が外国の大学で取得した単位について、教育職員免許法施行規則を改正し、教員免許状の授与を受けるための科目の単位に含めることができることを、法令上明らかにする必要
- 教育実習や介護等体験について、学生が外国の大学に留学しても、留年することなく受けることができるよう、各大学において、一定の事情がある学生については、柔軟な取組を推進する必要
- 各教委において、教員採用選考における外国の大学に留学した成果の適切な評価を促進する必要